

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情処理件数  
及び苦情処理体制等について

1 国に寄せられた苦情処理件数(苦情処理体制別)  
(平成19年度)

(のべ)

カテゴリ別内訳	国			備考
	総務省 行政相談	各省庁 窓口	計	
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	4	8	12	※うち201件は、 国立女性教育 会館の存続要 望
2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の 見直し、意識の改革	28	21	49	
3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇 の確保	18	14	32	
4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画 の確立	2	1	2	
5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	4	11	15	
6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	3	0	3	
7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	57	36	93	
8 生涯を通じた女性の健康支援	0	2	2	
9 メディアにおける男女共同参画の推進	2	2	4	
10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする 教育・学習の充実	2	202※	204	
11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	7	5	12	
12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参 画の推進	0	2	2	
13 男女共同参画施策の総合的な推進	0	10	10	
合計	127	314	441	

●国に寄せられた苦情処理件数の推移(平成15年度～平成19年度)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
総務省行政相談	123	100	144	184	127
各省庁窓口	169	143	39,039 (37,540)	23,838 (23,526)	314
苦情総件数	292	243	39,183 (37,540)	24,022 (23,526)	441

※括弧内は国家公務員による短時間勤務要望

## 2 都道府県・政令指定都市に寄せられた苦情処理件数

(平成19年度)

(のべ)

カテゴリ別内訳		都道府県 ・政令指定都市
1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	2
2	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	26
3	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	1
4	活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立	0
5	男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	2
6	高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	1
7	女性に対するあらゆる暴力の根絶	9
8	生涯を通じた女性の健康支援	0
9	メディアにおける男女共同参画の推進	0
10	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	2
11	地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	0
12	新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進	0
13	男女共同参画施策の総合的な推進	13
14	その他	7
合計		63

### ●都道府県・政令指定都市に寄せられた苦情処理件数の推移(平成15年度～平成19年度)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
苦情総件数	103	84	60	56	63

### 3 都道府県・政令指定都市における苦情処理体制等の整備状況(平成20年4月1日)

地方公共団体には、法令による苦情処理体制・人権侵害救済体制の設置義務(基本法17条)はあてはまらないが、国の施策に準じた施策等を行う責務(第9条)が定められている。

- (1)体制の有無 都道府県・政令指定都市64自治体全てに苦情処理体制が整備されている。
- (2)処理体制の類型 庁内が最も多く、また26の自治体が第三者機関を取り入れている。  
 第三者機関(男女共同参画に限る)22自治体  
 第三者機関(行政一般を取り扱う) 4 〃  
 既存審議会の活用 9 〃  
 庁内 34 〃
- (3)専従担当者数 非常勤が大半である。  
 64自治体・・・常勤17人 非常勤170人
- (4)受付件数(H19年度) 申出件数は70件あり、未済は3件である。